

中核発達支援センター事業実施要綱

(目的)

第1 発達障害児等の診療・療育を行っている医療型障害児入所施設を中核発達支援センターと位置付け、医師、作業療法士等を配置することで発達障害の早期支援体制の充実を図る。

(実施主体)

第2 実施主体は、埼玉県とする。

(委託)

第3 県は、医療型障害児入所施設に、発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センター事業を委託する。

(事業内容)

第4 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 中核発達支援センターは、以下の職員を配置し、(2)～(4)の業務を実施する。
また、(5)の事業を実施することができる。

ア 医師

発達障害児等の診療を行う医師。

イ 作業療法士等

発達障害児等の療育を行う作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等又は発達障害児等の診療・療育の補助を行う看護師等の専門職。

ウ 上記ア及びイの職員は、常勤又は常勤換算で1名を原則とするが、施設の状況に応じて、常勤換算0.3人以上の配置も認めることとする。また、中核発達支援センターは、県に配置職員の職・氏名を届け出ることとし、その配置に変更があった場合は、県に速やかに届け出るものとする。

(2) 発達障害児に対する診療・療育。

(3) 発達障害が疑われる子どもに対する診療・診断及び保護者等への相談・助言等の支援。

(4) 中核発達支援センターに関する周知・広報。

(5) 宿泊型療育の実施。

(委託料等)

第5 事業の委託料については、埼玉県が予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。
また、配置する医師及び看護師等が1名に満たない場合、配置した人数に応じた額を支払うものとする。

(報告)

第6 委託を受けた社会福祉法人等は、別に定めるところにより、知事に対して事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるほか、当該事業実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。